

鹿児島工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校において取扱う毒物及び劇物（以下「毒・劇物」という。）の管理責任体制を明確にし、毒・劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(管理責任者及び使用責任者)

第2条 毒・劇物を取扱う学科（一般教育科を含む。）に毒・劇物管理責任者1名を置くものとし、校長が別に定める。

(管理責任者及び使用責任者の業務)

第3条 管理責任者は、随時当該学科の毒・劇物の管理状況を調査し、毒・劇物が適正に管理されるよう使用責任者を指導するものとする。

2 使用責任者は、毒・劇物の品目ごとの受払簿を作成し、その在庫量を定期的に点検し、その数量の把握に努めなければならない。

(毒・劇物の保管及び表示)

第4条 毒・劇物は、他の者と区別して施錠できる堅固な保管庫に保管し、盗難又は紛失することのないよう厳重に注意すると共に、保管庫には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(事故時の措置)

第5条 管理責任者は、毒・劇物の盗難又は紛失の事故が発生したときは直ちに校長に届け出なければならない。

(毒・劇物の廃棄)

第6条 毒・劇物を廃棄する場合は、毒物及び劇物取締法施行令第40条（廃棄の方法）により行わなければならない。

附 則

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。